

工事の発注に係る最低制限価格制度取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項に規定する最低制限価格に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(最低制限価格を設ける契約)

第2条 最低制限価格を設ける契約は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設計金額が250万円以上の建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる工事の請負に係る契約
- (2) 工事に準ずる業務委託等で必要と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、随意契約については、最低制限価格は設けないものとする。

(最低制限価格の算定)

第3条 最低制限価格は、原則として次に掲げる予定価格算定の基礎となった額の合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。ただし、その額が予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合はあっては100分の75を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費に100分の97を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に100分の90を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の68を乗じて得た額

2 前項中「現場管理費相当額」とは、土木工事にあっては現場管理費の額、建築工事にあっては現場経費の額をいい、「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「現場経費」及び「一般管理費」のそれぞれの用語の定義については、次の各号に掲げる基準書等の例によるものとする。

- (1) 土木工事標準積算基準書
- (2) 公共建築工事積算基準

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第4条 事務の適正な執行を確保するため、中井町契約規則（昭和5

3 年規則第 2 号。以下「規則」という。）第 15 条で定める予定価格調書（第 1 号様式）に、当該契約に係る最低制限価格を「最低制限価格 円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に 110 分の 100 を乗じて得た金額を「最低制限価格の 100 / 110 円」と記載するものとする。

2 規則第 28 条に定める入札経過調書（第 2 号様式）の摘要欄についても、前項と同様に記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第 5 条 本制度の円滑な運用を図るため、指名通知書にあつては、次の各号に掲げる事項を記載し、入札参加業者への周知徹底を図らなければならない。

- (1) 当該入札では、最低制限価格制度を適用し、最低制限価格を設定すること。
- (2) 最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

附 則

1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約する工事等に適用する。

2 平成 27 年 10 月 1 日付け工事の発注に係る最低制限価格制度取扱要項は、廃止する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に契約する工事等に適用する。